

国際課税のケース・スタディ

外国法人の本支店間取引

〔事例〕

米国法人Aは、婦人用装飾品の製造、販売を行っているが、5年前に日本支店を設立し日本において自社の装飾品の販売を営んでいる。

3年前よりA自体欠損が生じ業績が悪化している。日本における販売は比較的順調に推移し、その売上高は連年、対前年比10%程度の伸びを示している。

Aは赤字法人であるものの、日本においては多額の法人税等の納税を行っているが、Aは本店サイドの赤字を理由に日本における法人税の負担減輕はできないのか。

〔ポイント〕

米国法人A全体としては最近欠損状態にあるのに対し、日本支店は相当の利益を計上している。このような場合、本支店間の商品の取引価格及び経費配分の妥当性につき再検討が必要である。また、近年の円高状況を反映して日本支店に為替差益が発生しているときは、その負担のあり方についても検討を要する。もちろん本店サイドの赤字の発生理由を明確にしておくことも必要である。

〔検討〕

1 独立企業の原則

日本支店の国内源泉所得を計算する場合の本支店間の所得分配には原則として、独立企業の原則

が適用される(法令176条)。即ち、外国法人の業務を国内業務(日本支店の販売行為)と国外業務(米国本店の製造行為)とに区分し、これをそれぞれ独立の企業が通常の取引条件に従って取引したと仮定した場合、その国内業務により生ずべき所得を国内業務に係る所得とする(法令176条1項2号)。

また、販売費その他の費用については、収入、費用、事業用固定資産等を基準として合理的な方法で配分することとし、損失は国内業務又は国内にある資産について生じたものに限られる(法令188条1項1号)。

本件において、もし米国本社における製造所得が過少に評価されその分日本支店への利益配分が過大であったとすれば、日本支店への輸出価格が低すぎたことになる。本店が国外で製造した製品を日本支店が輸入販売する場合、製造所得と販売所得の適正な区分は次に掲げるような価格を斟酌して合理的に算定した価格によるとされている。

- ① 当該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産につき独立の当事者間において取引が行われたとした場合に通常成立すると認められる卸売価格
- ② 当該棚卸資産の他の者に対する譲渡価格からその譲渡のために通常要する販売費及び一般管理費その他の費用の額とその譲渡に係る通常の利潤の額の合計額を控除して計算した価格
- ③ 当該棚卸資産の国内又は国外における製造等の原価の額にその製造等に係る通常の利潤の額

を加算して計算した価格（法基通20-1-3）

これらの方法により製造所得と販売所得を計算した結果、米国本店の取り分が少ないという時は、日本支店から輸入価格の修正として本店に対し損失補填金を計上しても損金算入されると考えられる。

なお、本件の場合、本店から輸入する商品が日本国内市場でも強いブランドである時は仕切り価格をその分高めに設定して輸出することも認められよう。

2 本支店間の経費配賦

本支店間で発生した共通費用は、その費用を発生させた原因、利用した割合、支出効果を享受した割合等合理的な基準に従って、本支店間で負担する必要がある。例えば、本店がこれまで日本支店における新製品の販売にあたり、市場調査、販売企画の立案等にかかる人件費その他新市場開拓のための広告宣伝費等の諸経費を本店側で負担し

ていた場合は、合理的な基準により支店に配賦することが可能である。

3 本支店間の為替差損益の負担

本支店間の取引がドル建てである場合、近年の急激な円高傾向の中で多額の為替差益が日本支店に発生しているものと想定される。この支店為替差益を本店に帰属させる方法として円建取引が考えられるが、本支店間取引を円ベースで計算することが許容されるか否かの問題がある。

この点に関しては、PE無差別の原則等の理由により、外国法人の本支店間取引をすべて外貨建取引をベースとして所得金額の算定を行うことは、必ずしも妥当と思われないので、円建取引によることも可能かと考える。

この場合、本支店間といった内部取引ではあるが、円建取引に関する本支店間の約定等の整備が必要かと考える。 (税理士 小沢 進)

会社幹部の税務読本

A5判・定価2,700円(税込み) 千380円

中野百々造 著

- 「バブルの時代」は既に遠のき、会社の経営には慎重かつ堅実な姿勢が求められます。
- 特に会社の利益に対する実効税率が50%に近い現状では、最早、税を知らずして会社の経営は語れません。
- 本書はこの様な観点から会社社長や幹部の皆さんが、経営計画策定に当たり必要と思われる法人税や所得税の知識を、会社の組織ごとに色分けしてやさしく解説したものです。
- また本書では、社長や幹部の皆さんが断片的に読んでも理解でき、新たに発生する問題に対しても応用できるよう、次の様な工夫をしています。
- ①会社経営・法務・役員と会社の取引に関する主要な税務を一問一答式で簡潔に解説
- ②経営・税務・法務の基本的事項を説明し、関連する官庁の答申、資料、判例等を掲載
- ③関係条文、通達、図表や計算例を掲載
- もう税務を経理部等人まかせにする時代は終わりました。税務を経営戦略の重要な要素と捉え本書をご活用下さい。会社経営の相談役的立場にある税理士さんにも最適です。

財 経 詳 報 社